

地域における消費者教育の推進に向けた
地域ネットワークの構築・強化に関する分科会（仮称）について

構 成 員：推進会議委員のうちから5名程度会長が指名し、分科会構成員の中から座長を選出する。

オブザーバーとして会長の指名する幹事省庁の参加を求める。

議事録等：議事等は原則公開することとし、分科会の取りまとめについては、推進会議への報告をもって公表とする。

事 務 局：分科会に係る事務は消費者庁が行う。

【目 的】

第6期消費者教育推進会議の取りまとめにおいて示された、次期（第7期）消費者教育推進会議における検討課題を踏まえ、地域における教育資源を積極的かつ有効に活用することを通じ、あらゆるライフステージの多様な消費者への消費者教育の機会の創出・充実に向けて、地域ネットワークの構築・強化に関する方策について検討を行う。

具体的には、各地域において、消費者教育コーディネーターが十分に役割を発揮し、金融、情報、エシカル消費等の様々な領域を視野に、「場」の創出や「担い手」の育成・活用を行い得る団体や既存ネットワーク等との連携関係を強化することができるよう、現状の把握や課題の抽出、対応策の検証等を行う。

【検討事項案】

1. 地域における消費者教育の現状・課題の整理
2. 地域における消費者教育の推進の効果的な方策、特に地域ネットワークの構築・強化等について
3. その他必要な事項

【時 期】

令和8年年初から開始し、同年夏頃目途に取りまとめを目指す。